

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人美樹和会 みぎわ保育園	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 7 年 7 月 11 日

総 評	みぎわ保育園は、聖書の言葉を設立の精神として誕生した社会福祉法人美樹和会のもと、1978年4月に京都市伏見区の公団住宅街に開園されました。 美樹和会には様々な特色を持つ施設が7施設存在し、園同士の連携を取り情報を共有しています。また、園同士が連携協定を結びスケールメリットを活用し、保育士や臨床心理士を派遣し人事交流を行っています。地域の子育て家庭支援として、乳幼児クラブ・子育て相談・園庭開放・子育て講座等を実施しています。地域のニーズに応え地域との交流事業も行い、中学校・高校の職場体験等学校教育にも貢献しています。 2017年より臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士を導入し、園独自のユニバーサルデザイン保育に取り組み、すべての子どもたちが安心して過ごせるように環境設定や関わり方について、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士を保育現場に配置し、保育現場と話し合い連携を取り、より良い保育を提供できるよう保育の充実を図っています。 「子どもはみんな一番星」「遊びひとすじみぎわっこ」の理念のもと乳児クラスは一人一人丁寧にに関わり、寄り添い、育児担当制を実施し「よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ」という生活の基本を身に付けるよう取り組んでいます。 幼児クラスは日々の保育と共に異年齢保育を実施し、主体性を尊重した保育を実践しています。遊びを通して様々な体験を楽しみ、園外活動の場「炭山ビレッジ」で自然環境の中で自然体験をし、存分に身体を動かして遊ぶ等、子どもの自主性や一人一人の発達過程や成長を大切にしたい保育に取り組んでいます。
特に良かった点 (※)	● 経営の改善や業務の実効性を高める取組については、職員の働きやすい環境の整備や労務管理の改善に向けて、勤怠管理システム「ジョブカン」を導入し、業務の省力化を図っています。また、園独自で給食の発注もシステム管理を行い給食業務の改善に努めています。 ● 統一されたフォーマットを用いてアセスメントを行い、対応者間でばらつきが出ないよう情報の一貫性が確保されています。支援が必要な子どもに対しては、心理士を中心とした専門職の配置を活かし、M-CHAT（乳幼児を対象とした自閉症チェックリスト）やSPECEなどのアセスメントツールを活用した専門的な評価が行われています。多角的な視点での支援計画の策定により、子ども一人一人に応じた適切な保育を提供するよう努めています。 ● 保護者に対する子育て支援については、ICTアプリ「コドモン」で日々の保育を配信し、園のポストで保護者の要望を受け付ける取組を行っています。また「みぎわDELI」で総菜を販売し、一人一人の家庭事情に配慮した取組を提供するよう努めています。

特に改善が 望まれる点(※)	● 中・長期的なビジョンと計画の明確化について、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にし、中期経営戦略を作成し、収支計画を策定しています。事業計画に於いては、保育の課題や地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスのビジョンを明確にしています。今後は、それらのビジョンの実現や経営課題の解決に向けた具体的な取組内容が記されるとより良いでしょう。 ● 入職時に職員オリエンテーションを行い法人独自の資料を用いて、子どもを尊重する保育の基本姿勢について啓発を行っています。また、不適切保育の防止や子どもの権利保護に向けて、こども家庭庁の「こども基本法」などを活用した学びを取り入れた職員研修を実施しています。今後は、「倫理綱領」や規程等を作成し、それらについて組織全体での理解の共有が促されるよう仕組みを構築されるとより良いでしょう。 ● 子どもの健康管理については、ICTシステム「コドモン」で一人一人の健康状態を保護者や職員に情報提供しています。今後は、より一層、安全な取組に繋がるよう乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識の周知にむけ、情報提供に取り組まれるとより良いでしょう。
---------------------------	--

※それぞれ内容を３点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人 美樹和会 みぎわ保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和7年7月11日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	b

[自由記述欄]

1: 理念・保育方針の明文化については、理念・保育方針は、ホームページ・パンフレットに明文化され、職員にはオリエンテーション資料を配布し、周知しています。今後は、それらの実施した内容・事柄などを議事録等で記録に残しておく、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況について、地域の状況や社会福祉事業の動向は、伏見区の園長会や役員から情報を収集し、「地域経済分析システム (RESAS)」の活用により、地域の保育人口、人口推移を把握し、SWOT分析 (強み・弱みと、外部環境における機会・脅威を整理・分析するフレームワーク) により保育内容などを分析し、対策を講じています。

3: 経営課題の明確については、SWOT分析の結果明確になった課題について、経営企画室と保育士の連携のもと保育現場の情報を共有し、臨床心理士を中心とした専門職を保育現場に配置し、保育士と臨床心理士等とコミュニケーションを取り、保育全般にわたり子どもにより良い保育を提供できるよう支援会議を実施のうえ課題共有し、日々連携を取りながら課題の改善に取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	b
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	b
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	b

[自由記述欄]

4. 5: 中・長期的なビジョンと計画の明確化について、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にし、中期経営戦略を作成し、収支計画を策定しています。事業計画においては、保育の課題や地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスのビジョンを明確にしています。今後は、それらのビジョンの実現や経営課題の解決に向けた具体的な取組内容が記されるとより良いでしょう。

6: 事業計画の策定と実施状況の把握や評価見直しについては、事業計画の策定については幹部職員が参画しています。今後は、職員に周知するため、会議や研修会における説明等、理解を促すための取組を記録に残されるとなお良いでしょう。

7: 事業計画に係る保護者への周知・理解については、保育内容や年間計画については、ICTシステム「コドモン」を活用し保護者に周知しています。今後は、行事計画だけでなく、年間計画と一緒に策定された事業計画の主な内容を保護者に周知する取組を工夫されるとより良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上に向け、2017年より臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士等専門職を導入し、保育現場で臨床心理士と保育士が行動観察を実施し、アセスメントを行い、日々の保育について月2回支援会議を行うなど、改善と経過観察まで一連の対応を図り、園内研修を実施しています。職員は振り返りシートにより日々の保育内容、行事の見直しなど、PDCAサイクルに基づいて自己評価を行い、組織的に園全体の自己評価に繋げています。

9: 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題について、評価結果から明確になった課題について、職員間で周知、共有、理解しています。今後は、明確になった課題について改善策や改善計画を策定されると良いでしょう。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任と リーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長は、自らの役割と責任について、職員会議や園内研修において自らの責任と役割を表明し明確にしています。今後は、自らの役割と責任を含む職務分掌を文書化し、併せて不在時の権限委任等を含め明確化されると良いでしょう。

11：遵守すべき法令については、施設長は遵守すべき法令を十分理解するため研修に参加し、理解するよう心掛けています。今後は、それらで学んだ遵守すべき法令をリスト化するなど、職員に周知が図られるよう取り組まれるとより良いでしょう。

12：保育の質の向上に係る意欲と指導力については、園独自のユニバーサルデザイン保育を実施し、ワークショップ会議を行っています。それに伴い臨床心理士などの専門職が保育現場で行動観察と記録を行い、それに基づいた課題を保育士と話し合い、子どもが快適に過ごせるよう保育の見直しを行い、環境整備に努めています。

13：経営の改善や業務の実効性を高める取組については、職員の働きやすい環境の整備や労務管理の改善に向けて、勤怠管理システム「ジョブカン」を導入し、業務の省力化を図っています。また、園独自で給食の発注もシステム管理を行い給食業務の改善に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・ 育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：福祉人材の確保・定着に関する計画については、「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を受け、就職フェア出展や大学訪問する等、対策を講じています。人材育成に関しては、新人職員の教育マニュアルを作成し、基本的な考え方や方針を明確にし、計画的に取り組んでいます。

15：総合的な人事管理については、人事評価規程を作成し、人事基準を明確にし就業規則に明記しています。また、勤怠管理システム「ジョブカン」で労務管理を行う等、総合的な人事制度を構築し、職員が将来を描くことができるような総合的な仕組みづくりに取り組んでいます。

16：職員の就業状況や働きやすい職場作りについては、働きやすい職場づくりに向けて、勤怠管理システム「ジョブカン」を用いて、職員の意向や希望を聴取し、職員の心身の健康や安全の確保に努め、働き方改革を行い、正職総合（フルシステム）、正職一般（土曜勤務なし）等ワークライフバランスに配慮した職場環境に取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

【自由記述欄】

17: 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについては、振り返りシートで「個人目標管理シート」を作成し、目標項目、目標水準、目標期限を明確にし、進捗状況を確認する等、育成に繋がっています。

18: 教育・研修に関する基本方針や計画については、新人職員教育マニュアルの中に教育・研修に関する基本姿勢を明確にし、「期待される職員像」を示しています。今後は、園として教育・研修の基本姿勢、目的を明確にした研修計画を策定し、これに基づいて実施し、研修受講後は園全体で園内研修を加えるとなお良いでしょう。

19: 職員一人ひとりの研修については、職員一人ひとりに対してキャリアアップ研修管理表が作成され、教育・研修の機会をパート職員を含む全職員に対して、教育・研修に参加できるように配慮し取り組んでいます。

20: 実習生の保育に関わる専門職の研修・育成については、実習生の受け入れに関する基本的な情報、保育に関わる専門職、実習内容全般を学べるプログラム等マニュアルを明記した実習生ガイドブックを作成し、受け入れています。また、実習担当者マニュアルを作成し、園内で担当者の研修を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

【自由記述欄】

21: 運営の透明性の確保するための情報公開については、ホームページやパンフレットを活用し園の情報や財務諸表を公開し発信しています。今後は、第三者評価の受診結果に基づく改善・対応についても公表されるなど、保育所における地域の福祉向上にむけて発信されるとなお良いでしょう。

22: 公正かつ透明性の高い経営、運営のための取組については、運営の公正性と透明性の確保は経理規程に基づき法人本部で公認会計士に監査を受けています。内部監査については主幹・園長のダブルチェックの後、公認会計士に監査を受けています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	b
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

【自由記述欄】

23: 子どもと地域との交流については、基本的な考え方を全体的な計画の中に「地域への支援」として記載し、地域交流の一環として高齢者施設への訪問や地域の中学生・高校生と交流、園庭開放・子育て相談・子育て家庭支援等、また、地域の自治会、小学校、隣接する児童館等で毎年行われる桃山南祭りに子どもたちが参加交流しています。

24: ボランティア等の受け入れに対しては、地域の社会資源として、地域の学校教育施設・体験学習の協力を行っています。今後は、「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、基本姿勢を明文化されると良いでしょう。

25: 保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、子どもにより良い保育を提供するために伏見区役所はぐくみ室、子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室等の関係機関等リスト化し、揭示すると共に、連携を取り虐待防止策も図っています。一人一人の子どもの情報については職員会議で情報を共有し、発達上相談の必要場合は臨床心理士と連携・協働し対応しています。また虐待の疑いのある子どもに対しては、虐待マニュアルに基づいて関係機関と連携し対策を講じています。

26. 27: 保育所が有する機能を地域に還元することについては、園庭開放・子育て相談・地域の子育て家庭と交流・子育て講座を開催する等、地域のニーズに応じ、積極的に子育て家庭の支援、中学校・高校の職場体験等、学校教育にも貢献し、地域活動の支援も行っています。災害時の対策として、飲料水他食品を備蓄する等、災害時や緊急時に地域に貢献できる体制を整備しています。また、地域の子育て世帯に向けた乳幼児クラブの実施や就労継続支援事業（スマイルウィズ）との交流など、積極的に取り組んでいます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	b

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、入職時に職員オリエンテーションを行い、法人独自の資料を用いて、子どもを尊重する保育の基本姿勢について啓発を行っています。また、不適切保育の防止や子どもの権利保護に向けて、こども家庭庁の「こども基本法」などを活用した学びを取り入れた職員研修を実施しています。今後は、「倫理綱領」や規程等を作成し、それらについて組織全体での理解の共有が促されるよう仕組みを構築されるとより良いでしょう。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、心理士を中心とした支援会議を通じて、子どものプライバシー保護の重要性について職員への指導を実施しています。園舎中心部へのプール設置や新たにスノーズレンルーム（五感を刺激しながらリラックスできる空間）の整備を行うなど、物理的環境からの配慮にも努めています。今後は、園で取り組んでいるプライバシー保護の考え方をマニュアルや規程として明文化するとより良いでしょう。

30：利用希望者に対する情報については、ホームページや電話での予約制により少人数での見学を受け入れ、丁寧な説明を行う体制を整えています。来園者には詳細なパンフレットを配布し、SNSや「京都 幼稚園・保育園・こども園情報」への情報掲載を毎年更新するなど、デジタル・紙媒体の両面から広く情報提供に努めています。

31：保育の開始・変更に当たっては、入園時には重要事項説明書を用いた説明に加え、クラスごとのオリエンテーションを実施し、保育内容や準備物、システムについて丁寧に案内しています。進級時などの変更についても、ICTシステム「コドモン」を活用して保護者へ周知を行い、不明点や不安がある場合はアプリや口頭で個別対応するなど、理解促進に努めています。

32：保育所等の変更にあたっては、保育所等の変更時には、保育要録を新たな施設へ送付し、必要に応じて情報連携を行うことで保育の継続性に配慮しています。また、変更後の対応については主幹保育士や担任が相談窓口となって対応しています。今後は、保育の利用が終了した保護者が安心して相談できるよう、相談方法や窓口を明示した文書の整備を行えるとより良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情・相談については、苦情対応マニュアルを整備し、第三者委員の設置や、苦情窓口の明示を重要事項説明書や掲示物にて周知しています。保護者からの意見収集も意見箱、コドモン、LINEアンケートなど多様な方法で実施されており、対応体制が整っています。匿名性を高めたアンケートを活用することで、さらに意見を出しやすい環境づくりが進められるとより良いでしょう。

34：保護者が気軽に相談や意見を述べられるよう、話しやすい職員の存在や園前のポストを意見箱として活用し、LINEアンケート・Googleフォーム・コドモンなど多様な手段で意見を収集しています。また、個別相談には園舎内だけでなく隣接する児童館の空き部屋を活用するなど、内容に応じた環境整備にも配慮が見られます。

35：保護者からの相談や意見に対する対応に関しては、苦情対応マニュアルを整備し、相談や苦情への対応において責任者やエスカレーションルート、解決までの手順を明確にルール化しています。これにより、保護者からの相談や意見に対して組織的かつ迅速に対応する体制が整っており、対応の質やスピードの安定が図られています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36：安心安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、ヒヤリハット事例を収集し、園内MAPに反映させることで改善と経過観察まで一連の対応を図る仕組みが確立されており、職員会議での共有も行われています。防災や事故防止に関するマニュアルも整備されており、危機管理の責任者や対応手順が明確化されるなど、リスクマネジメント体制が構築されています。

37：感染症対策については、看護師を配置し、看護マニュアルを整備する中で感染症対応についても具体的手順や対処方法が策定されています。感染症発生時には園内掲示だけでなく、ICTツール「コドモン」を通じて法人内の全園の情報を保護者に共有し、予防意識の啓発にも努めており、体制整備と周知の両面で取組が 있습니다。

38：災害時における子どもの安全確保については、防災マニュアルを整備し、保護者の目に留まりやすい場所に避難先の地図を掲示するなど、平時からの情報共有に力を入れています。また、重要事項説明書に連絡不能時の避難先を明示し、緊急時の園児の所在を保護者と共有しています。備蓄品も常備し、担当者がリスト管理を行うなど、組織的かつ実効性のある体制が整っています。

39：不審者対応については、不審者対応マニュアルを整備し、定期的に防犯訓練を実施しています。地域の警察署（伏見署）と連携した訓練を年度毎に行うことで、実践的かつ現実的な対応力の養成に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40・41：保育の標準的な実施方法については、育児担当制マニュアルなど、保育の標準化を目的とした文書を整備し、実践に基づいた体制づくりが行われています。年度初めには各クラスリーダーが中心となってマニュアルの再確認と見直しを実施し、現場の声を反映させた改善が継続的に図られています。

42：アセスメントに基づく指導計画については、統一されたフォーマットを用いてアセスメントを行い、対応者間でばらつきが出ないよう情報の一貫性が確保されています。支援が必要な子どもに対しては、心理士を中心とした専門職の配置を活かし、M-CHAT（乳幼児を対象とした自閉症チェックリスト）やSPECEなどのアセスメントツールを活用した専門的な評価が行われています。多角的な視点での支援計画の策定により、子ども一人一人に応じた適切な保育を提供するよう努めています。

43：定期的な指導計画の評価・見直しについては、月間・年間の指導計画に対して定期的な見直し体制が確立されています。月案では担任が前月の振り返りを行い、主任や園長の助言を反映して次月に活かすなど、改善のサイクルが機能しています。年間指導計画も年度末に担任・主任・士長・園長で検討し、年度初めに共有されています。また、月案はコドモンで保護者に配信され、年間指導計画はホームページで一般公開されており、保護者や地域に対して開かれた保育の姿勢がうかがえます。

44：子どもに関する保育の実施状況の記録については、各クラスの保育状況を月1回担任が統一フォーマットの「クラス報告」を作成し、職員室に掲示することで職員間での情報共有が図られています。さらに、保育の困り感については職員会議でのグループワークを通して多職種の視点から意見交換が行われており、実践的な連携体制が整っています。

45：子どもに関する記録の管理体制については、個人情報保護マニュアルを整備し、情報管理や漏洩時の対応が明示されています。保護者には入園時の説明と共に同意書を提出いただくことで理解を促しています。また、「法人文書管理のルール」を策定し、文書の保存期間や破棄方法を明確に定めており、記録の適切な管理体制が確立されています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	b
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	b
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、理念・基本方針・保育目標に沿って作成、年度末に職員で評価反省し次年度に向けて見直しをしています。

47：生活にふさわしい場について、年齢・障害の有無にかかわらずすべての園児が使いやすい環境（ユニバーサルデザイン）を取り入れ、その整備に努めています。今後は、手洗い場・トイレについては、衛生面・安全面の配慮をされるとより良いでしょう。

48：一人一人の子どもを受容については、安心して過ごせるように努めています。今後は、子ども一人一人の状態に応じた保育の「場」づくりが適切に行われるよう職員間で共有するための取組を工夫されると良いでしょう。

49：基本的な生活習慣の自立に向けた環境整備については、一人一人の子どもの発達過程や状態、状況に合わせてクラスやグループ編成をし、子どもの基本的な生活習慣の取得についても子どもの主体性を尊重した取組を行っています。

50：主体的な生活や遊びの保障については、子どもが自主的・自発的に活動できるように『遊びのカatalog』や『冒険の書』を作成し、表現活動が自由に体験できるよう工夫しています。「炭山ビレッジ」を所有し、自然体験ができる環境が整っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51：乳児保育（0歳児）については、ゆるやかな育児担当制を導入し、一人一人丁寧にに関わり個々の発達過程に応じた生活リズムで食事や睡眠時間を合わせた保育を提供し、遊びや保育室の環境を工夫し取り組んでいます。

52：3歳未満児（1,2歳児）の保育については、生活経験が異なる新入園児と継続園児を分ける等、子どもの興味や関心に応じたクラス編成がされ、探索活動が十分に行えるような環境が整っています。

53：3歳以上児の保育については、縦割り保育や5歳児のお当番活動「アルバイトさん」等を取り入れ、子どもの自主性を活かした保育を実施しています。今後は、子どもの情緒が安定し、自己を充分発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう、言葉かけ等に配慮されると良いでしょう。

54：障害のある子どもの保育については、作業療法士や心理士、言語聴覚士等を配置し、保育現場と連携し、一人一人の発達過程や子ども同士の関わりにも配慮し取り組んでいます。

55：長時間保育については、一日の生活を通してその連続性に配慮し、子どもの人数によって保育室を移動する等、保育時間の長い子どもも穏やかに過ごせるよう工夫し、引継ぎを適切に行い職員間の情報を共有するよう取り組んでいます。

56：小学校との連携については、近隣小学校や児童館事業を通して面談や保育指導要録の提出等で、子どもや保護者が小学校以降の生活について見通しが持てるよう取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	b
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57: 子どもの健康管理については、ICTシステム「コドモン」で一人一人の健康状態を保護者や職員に情報提供しています。今後は、より一層、安全な取組に繋がるよう乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識の周知にむけ、情報提供に取り組まれるとより良いでしょう。

58: 健康診断・歯科健診の結果については、適正に記録され、ICTアプリ「コドモン」で保護者へ周知し、保育にも反映するよう努めています。

59: 食物アレルギーの子どもについては、医師による指示書をもとに除去食対応を行っています。外国籍の園児について、宗教食（除去食とは別の食器）の対応もあり、一人一人に配慮した食事の提供に努めています。

60: 食事を楽しむ工夫については、buffet形式の給食スタイルを導入し、子どもが自主的に食欲や食べられる量に応じて、食事を楽しむ工夫をし取り組んでいます。

61: 子どもがおいしく安心して食事を楽しむことができるよう、季節や祭事に適した献立表を作成し、buffetスタイルの給食を取り入れていきます。残食状況を確認し、子どもの喫食状況の把握をすると共に、検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映しています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	b
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62: 子どもの生活について家庭との連携に努めるため、ICTアプリ「コドモン」で毎日の様子を配信しています。今後は、3歳未満児においては、一人一人の連絡帳等を取り入れることで保育の意図や保育内容について、より一層保護者の理解が得られ連携が図られるよう取り組まれると良いでしょう。

63: 保護者に対する子育て支援については、ICTアプリ「コドモン」で日々の保育を配信し、園のポストで保護者の要望を受け付ける取組を行っています。また「みぎわDELI」で総菜を販売し、一人一人の家庭事情に配慮した取組を提供するよう努めています。

64: 虐待等権利侵害の疑いのある子どもへの対応については、虐待防止マニュアルを整備し、行政と連携し情報を共有し、虐待の早期発見に努めています。個人面談を行い家庭状況を把握し、虐待発生の予防に取り組んでいます。

65: 保育士が主体的に自己評価を行う取組については、新人育成マニュアルを作成し、勤務年数が近い先輩保育士とペアを組み、定期的に振り返りを実施しています。職員一人一人の自己評価を反映しながら、園全体として6月に前年度を、12月には当年度4月からの保育実践の自己評価に繋げていきます。